

## 別表

### 1 1点のみで本人確認ができる書類

- ・自動車運転免許証
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・国又は地方公共団体の機関が発行した学生証（写真を貼付けたものに限る。）
- ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真を貼付けたものに限る。）
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・一時庇護許可書
- ・仮滞在許可書
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳（写真を貼付けたものに限る。）
- ・愛の手帳（療育手帳）
- ・国又は地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。））

### 2 2点以上の提示が必要な書類

1の項の書類を提示することができない場合には、アの項及びイの項からそれぞれ1点以上の書類の提示を求めることにより、本人確認を行うものとする。

ただし、イの項の書類を提示できない場合には、アの項のいずれか2点以上の書類の提示を求めることにより、本人確認を行うものとする。

ア	<ul style="list-style-type: none"><li>・顔写真なし住民基本台帳カード</li><li>・健康保険資格確認書</li><li>・年金手帳又は基礎年金番号通知書等その他官公署が発行した証明書</li></ul>
イ	<ul style="list-style-type: none"><li>・学生証（国又は地方公共団体の機関が発行したもので写真を貼付けたものを除く。）</li><li>・法人が発行した身分証明書（国又は地方公共団体の機関が発行したものを除く。）</li><li>・国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（1の項に掲げる書類を除く。）</li></ul> で、写真を貼付けたもの <ul style="list-style-type: none"><li>・その他市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類</li></ul>